

船橋市重度心身障害者医療費助成制度の特例対象について

- 一定所得以上の方でも「高額治療継続者」に該当すれば特例対象となります
 ※64歳までに重度心身障害者になられた方のみ。

← 一定所得以下 →	← 中間所得層 →	← 一定所得以上 →
非課税世帯 (対象)	市町村民税(所得割)が 23万5千円未満 (対象)	市町村民税(所得割)が 23万5千円以上 <u>(対象外)</u>
		<u>高額治療継続者</u> <u>(特例対象)</u>

- 一定所得以上の方(所得制限により重度心身障害者医療費助成の対象とならない方)であっても、「高額治療継続者」に該当する場合、助成対象となります。

<高額治療継続者>

①疾病等に関らず、高額な費用負担が継続することから対象となるもの	医療保険の多数該当者(過去12ヶ月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目より多数該当者)
②更生医療・育成医療	育成医療または更生医療に該当する方で、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法を受けている場合に限ります。)、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法を受けている場合に限ります。)またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方。
③精神通院医療	精神通院医療に該当する方で、てんかん、認知症等の者または3年以上の精神医療の経験を有する医師により、情動及び行動の障害若しくは不安及び不穏状態を示すことから入院によらない計画的かつ集中的な精神医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含みます。)を継続的に要すると判断された方。

※上記の①～③のいずれかに該当する方は、「高額治療継続者」であることの申し出をして下さい。

【必要書類】

①の方

ご加入の健康保険から的高額療養費の支給が分かるもののコピー

②の方

- ・18歳以上の場合：自立支援医療受給者証(更生医療)のコピー
 - ・18歳未満の場合：自立支援医療受給者証(育成医療)のコピー
- ※健康保険の制度である「特定疾病療養受療証」のコピーでも可。

③の方

自立支援医療受給者証(精神通院医療)のコピー